

伊東市中心市街地活性化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の中心市街地において賑わいを創出し、中心市街地の活性化を目的として地域資源等を活用したイベントを開催する事業者等に対し、予算の範囲内で伊東市中心市街地活性化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊東市補助金等交付規則（昭和39年伊東市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中心市街地 伊東市立地適正化計画において定められた伊東都市拠点における都市機能誘導区域（伊東市都市公園条例（昭和35年伊東市条例第489号）第2条別表第1に規定する「なぎさ公園」を含む。）

をいう。

(2) イベント 不特定多数の者の来訪を促し、交流の促進及び地域経済の活性化等を図る催しをいう。

(3) 商店街団体 次に掲げる組合又は団体をいう。

ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定により設立された商店街振興組合又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定により設立された事業協同組合であつて、商店街を形成し、共同活動を行う組合

イ 一定の地区内において主として中小小売商業者が主たる構成員として組織された団体

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、中心市街地において実施されるイベントの主催者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 商店街団体と連携してイベントを開催する非営利法人又は市民活動団体等で、定款、規約、会則等により、法人又は団体の代表者及び運営に必要な事項が定められているもの

(2) 伊東市内に活動拠点を有し、かつ、主たる活動区域が市内にあるもの

(3) 伊東市暴力団排除条例（平成24年伊東市条例第19号）第2条第3号に規定する

暴力団員等でない者又は暴力団員等と密接な関係を有しない者

(4) 国、県その他地方公共団体等から本事業に類する補助その他の助成を受けていない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業は、中心市街地において実施されるイベントであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 来街者の増加及び市街地の活性化に寄与すること。
- (2) 公共性及び公益性が認められること。
- (3) 法令及び公序良俗に反しないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、イベントの開催に必要な経費とする。ただし、次に掲げる経費は除く。

- (1) 施設の整備に係る経費
- (2) 申請団体の運営に係る経常的な経費
- (3) その他補助することが適当でないと市長が認める経費

(補助率及び補助上限額等)

第6条 補助率及び補助上限額は、別表に定めるとおりとする。

- 2 補助金の交付の対象とする事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、同一の補助対象者に交付することができる補助金は、1事業年度当たり1回限りとする。
- 3 この補助金の執行に要する予算が確保される限り、第9条の規定により、交付決定した者に対し、3年を限度に同一事業による申請を認めるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、伊東市中心市街地活性化事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 定款、規約、会則等の団体の概要を示す書類の写し
- (4) イベントの概要がわかる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(審査)

第8条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、当該申請に係る補助金の交付が適当であるか否かを審査し、交付の決定をしなければならない。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に伊東市中心市街地活性化事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により通知しなければならない。

(変更の承認申請)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容を変更しようとするときは、あらかじめ伊東市中心市街地活性化事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請し承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(1) 変更事業計画書（第2号様式）

(2) 変更収支予算書（第3号様式）

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、伊東市中心市街地活性化事業補助金変更承認通知書（第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに伊東市中心市街地活性化事業補助金実績報告書（第7号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（第2号様式）

(2) 収支決算書（第3号様式）

(3) 補助対象経費の領収書又は支払を証明する書類の写し

(4) 実施した補助対象事業の内容が分かる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、伊東市中心市街地活性化事業補助金交付確定通知書（第8号様式）により補助事業者に通知しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助対象者としての要件を欠くこととなったとき。
- (3) 前条の規定による補助金の交付を決定する際に付した条件に違反したとき。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区 分	1年目	2年目	3年目
補助率	5分の4以内	3分の2以内	2分の1以内
補助上限額	80万円	66万円	50万円